

審査基準の構成等の改正

【現行】

別紙1 局種別審査基準 第1 固定局

- 1落成予定
- 2運用許容時間
- 3設置場所
- 4通信方式・通信路
- 5送信装置
- 6送信空中線
- 7受信装置
- 8受信空中線
- 9周波数測定装置
- 10自動警報装置・監視装置
- 11無給電中継装置
- 12空中線共用装置
- 13連絡線
- 14疑似空中線
- 15空中線柱

- 16無人方式の設備
- 17削除
- 18国際通信の工事設計
- 19電波の型式
- 20周波数
- 21占有帯域幅
- 22空中線電力
- 23伝送の質
- 24混信妨害
- 25設備の総合的特性
- 26工事設計の添付図面

- 別図類
- ・基本指標
 - ・システム種別指標の一部

別紙2 目的別審査基準 第2 陸上関係

- 1電気通信業務用
- 2公共業務用
- 4その他
- (4)6.5G/7.5G 固定局
 - ア工事設計
 - イ周波数等
 - ウ等価等方輻射電力
 - エ伝送の質
 - オ瞬断率の判定法

【改正案】

別紙1 局種別審査基準 第1 固定局

- 1基本的事項
(設置場所等)
- 2指定事項
(周波数・電波型式・電力)
- 3無線設備
(送信設備・受信設備・空中線他)
- 4伝送の質
(受信強度・被干渉混信)
- 5与干渉の防止
(干渉先のシステムの伝送の質の確保)

- 別図類
- ・基本指標

別紙2 目的別審査基準 第2 陸上関係

- 1電気通信業務用
(6.5G等は4-(4)を参照)
- 2公共業務用
(6.5G等は4-(4)を参照)
- 4その他
- (4)6.5G/7.5G 固定局
 - ア基本的事項
 - イ指定事項
 - ウ無線設備
 - エ伝送の質
 - オ与干渉の防止
- (12)アナログの固定局

・主に「局種別」に基本的規定を置き、「目的別」にシステムの種類等別の規定を置く。

・アナログ方式等の旧方式について、一部を整理する。